

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 26 年 7 月 1 日（火）午前 10 時 00 分から午前 10 時 20 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也事務局長補佐・山本直哉主任
議 題	議案第 8 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 9 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 10 号 西東京市選挙執行規程の一部改正について 報告事項 訴状について その他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

○ 委員長

本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は 3 件、報告事項 1 件及びその他でございます。

初めに、議案第 8 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 9 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入ります。1 ページをお開きください。議案第 8 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性 1 人、女性 2 人の計 3 人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料 3 ページ、議案第 9 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決

定について』を御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が1人で、登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第10号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

議案第10号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』御説明いたします。

本案は、西東京市選挙執行規程（平成13年西東京市選挙管理委員会告示第5号）の一部を改正するものでございます。

具体的には、第54条において定めている掲示区画の番号について、同条第1項で「委員会は、掲示場のポスターを掲示する区画に、あらかじめ右上から縦に順次一連番号を付し、これを表示しておかなければならない。」となっているものを、「右上から縦に」を削除し、「委員会は、掲示場のポスターを掲示する区画に、あらかじめ順次一連番号を付し、これを表示しておかなければならない。」とするものでございます。

東京都選挙管理委員会においても、その選挙執行規程について同様の改正をしております。西東京市においても同様の改正をすることで、様々な対応を可能にするものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

- 委員長  
特にはないようですので、議案第 10 号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』は、この案のとおり決定いたします。  
次に報告事項に移ります。  
『訴状について』事務局から説明を求めます。
- 事務局  
恐れ入ります。8 ページをお願いいたします。  
『訴状について』御報告いたします。  
参議院議員選挙の投票用紙について公文書開示請求が昨年ありました。不開示としたところ異議申立てがあり、棄却としましたが、今回投票用紙の開示を求めて訴訟が起こされました。  
第 1 回口頭弁論は、8 月 21 日です。  
裁判につきましては、また動きがありましたら御報告いたします。
- 委員長  
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。
- 各委員  
適切な対応を願います。
- 委員長  
他にはないようですので、この案件については、終わります。  
次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。
- 事務局  
市議会についてです。平成 26 年度第 2 回定例会が 6 月 6 日から同月 20 日までの会期で開催されました。  
選挙管理委員会関係の質問、陳情等はございませんでした。  
7 月 20 日が市議会議員の任期満了の 6 月前の日になります。この日から選挙日までは、個人のポスターは貼っておけませんので、その旨を各市議会会派等にお知らせいたします。  
市報にも掲載します。  
次に、7 月 8 日（火）午後 3 時から東京自治会館において東京都市選挙管理委員会連合会の委員長会が開催されます。委員長の御都合はいかがでしょうか。
- 委員長  
出席します。
- 事務局  
よろしくお願いいたします。  
次回の委員会は、いかがいたしましょうか。

- 委員長、各委員  
8月5日（火）の午前 10 時からとします。  
あわせて、その次の委員会の開催日は、9月2日（火）の午前 10 時からとします。
- 事務局  
分かりました。  
事務局からは以上です。
- 委員長  
事務局からの連絡等は終わりました。  
他になければ、本日の平成 26 年度第 4 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。  
御苦労様でした。

午前 10 時 20 分 終了

以上